

月例総会議事録

1 招集日時 令和7年11月13日(木)

2 開会日時及び場所

令和7年11月13日(木) 午後1時45分

防府市役所 本館2階 共用会議室2A・2B・2C

3 閉会日時 令和7年11月13日(木) 午後2時50分

4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (4番)関谷 芳広
(5番)原田 政祥 (6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (8番)田村 正信
(9番)松田 祥治 (10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初恵
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

| | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 栗原 努 |
| 〃 事務局長補佐 | 砂田 智子 |
| 〃 書記 | 福田 謙一郎 |
| 〃 書記 | 筑後 礼人 |

6 提出議案及び報告事案

議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第66号 農用地利用集積等促進計画案について(所有者・機構間契約)

議案第67号 農用地利用集積等促進計画案について(機構・受け手間契約)

議案第68号 農用地利用集積等促進計画案について(一括契約)

報告第70号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第71号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第72号 農地法第18条(通知)

報告第73号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第74号 農地法施行規則該当転用届について

報告第75号 現況証明書の発行について

報告第 76 号 時効取得について

報告第 77 号 届出取消申請について

報告第 78 号 農地所有適格法人報告書について

報告第 79 号 地域計画の変更について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

7 番 木原 伸二委員

8 番 田村 正信委員

午後 1 時 45 分開会

○事務局 ただいまから令和 7 年度 1 1 月の月例総会を開催いたします。

本日の欠席者の方はいらっしゃいません。過半数の委員が御出席でございますので、防府市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立することを報告いたします。

それでは、会長に御挨拶を頂いた後に、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、議事を進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、7 番の木原委員、8 番の田村委員さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第 6 4 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の 1 ページ、資料の 1 ページからです。

議案第 6 4 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。今回の申請は 5 件になります。目的については、所有権の移転が 5 件です。

譲受理由は、規模拡大が 1 件、耕作便利が 2 件、新規就農が 2 件です。

譲渡理由は、耕作困難が 4 件、相手方の要望によるが 1 件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16 番の原田です。議案第 6 4 号の 1 は、第 3 条の規定による所有権移転の申請です。現地確認を 1 1 月の 4 日、事務局 1 名と、それから末廣委員の 3 名で行いました。また、譲受人ほか関係者への聞き取りを 1 1 月 5 日に行いましたので、これらの結果について報告をいたします。

現地は、資料 1、2 ページのとおり、—————より—————を—————m

ほど行ったところの——、——があるんですが、その——に位置しております。

農地の現状なんですけれども、ここ数年耕作はされていませんが、きれいに草刈りがされており、保全管理されてる状態でした。

譲渡人は、当該農地について今後も耕作する意志はなく、実は3か月前にこの譲渡人と譲受人の間で約——m²の農地の譲渡が行われております。そこで、また、ついでにこの農地を買ってほしいということが譲渡人のほうから話があって、譲受人はいろいろと考えた結果、譲り受けることにしたということでした。というのが、1ページの場所という申請地の、——があるんですが、そのすぐ北側——道路沿いですね——これ、わずかな面積しかないんですが、ここも現在、譲受人が稲作をやっております。

それから、この申請地の——です。すぐ南側の斜線がある部分は、これ両方とも太陽光なんですけど、その太陽光に挟まれてる真ん中の土地と、それからその下の2つの区画の部分、ここが、3ページでいうと——、所有者、——となっておりますけど、これ、現在はこの譲受人の農地になっております。ということで、ここ、いずれも譲受人が現在稲作をやっているということもあって、水路も同じ水路ということで、特別支障はないだろうということで譲り受けることにしたということでした。

4ページの営農計画書に記載されてるとおり、水稻の増収を図るとのことと、それから————ということと、それから、倉庫のほうも確認させていただきましたが、記載のとおり農機具はそろっておりました。

それでは、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明をいたします。

まず、第1号の全部効率利用要件について、譲受人は、耕作要件、それから農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

それから、第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は営農計画書のとおり、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することができると判断をします。

第5号は該当しません。

第6号地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、許可要件の全てを満たしていると判断をいたします。皆様の御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第64号の2は、所有権移転の案件です。11月1日に、現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、—————にあります。

譲渡人は—————、隣接地で営農されている譲受人が雑草などの草刈り等、管理をしてきたということです。譲受人は、水稻をはじめ、野菜作りを本業としていて、—————で販売をされています。

今回、農地法第3条の許可基準判定表を基にチェックをいたしました。資料のとおりで、特に問題はないと判断をいたしました。皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、松田です。議案第64号の3は、所有権移転の申請です。現地確認を11月4日に木原小委員長、倉重委員、田村委員、そして事務局2名とで行い、聞き取り調査を昨日しましたので、その報告をさせていただきます。

今回申請された土地は一筆ありまして、—————から—————mぐらいのところ、—————から—————mぐらい、—————から—————mぐらいのところにあります。

資料12ページを見られたら分かるかと思いますが、譲渡人のほうは、今、——————————ということで、これを手放すというか、売ることになったようです。

譲受人も長年の知り合いの方であって、その方も家ではブルーベリーなどいろいろ植えてらっしゃるようでして、農地を探されていたようです。今回、こういうことになったということを聞いております。

今、この土地の現状は、大分雑木など生い茂っておるんですが、譲受人の知り合いの方で—————されてる方がいらっしゃるようで、その方と一緒に重機なども使いながら耕作していくということでした。資料の16ページには、草刈り機2台とか、ちょっと耕作するには物足りない機具でしたが、そういうことであれば大丈夫かなと思いました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号は、今申したとおり、農機具など、その辺は大丈夫かなと思います。

また、そういう知り合いがいらっしゃるので、地域調和要件ですが、これにも農業上、効率かつ総合的な利用の確保には支障が生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。営農計画書にあるんですが、面積でいくとイチジクが約一反ぐらいあるんですが、イチジクの栽培経験とか、そういうノウハウをお持ちの方なんでしょうか。

○9番 今現在は、家の庭でそういうものを作ってもらっしゃるようです。庭木などを皆切って、イチジクとかブルーベリーとか、今、それをされてるようです。

その程度ですが、こういうものを作るのが趣味みたいな感じの方で、販売も今のところは考えてもらっしゃらない、知り合いの方が喜んでくれればそれでいいみたいな感じのことはおっしゃってました。

○藤井会長 いかがですか。

○4番 ちょっと判断しづらいところであるんですが、実は自分もイチジクを植えてるんですけど、管理自体はそこまで手のかからない作物ではあるんですが、ただ、農業を商売として考えるときに、そこはやっぱりちゃんときちんと指導されて、畑地として利用されるということを前提にやっぱり考えていかないと駄目じゃないでしょうかと考えてます。

○藤井会長 いかがですかね、皆さん。

○9番 今、イチジクを植えられるというところが14ページの土地なんですが、この周りもかなり荒れてるような状態でして、ここだけ耕作しても、害虫など、その辺が飛んでくる可能性はあるよとは言ってきました。その辺、できるかどうかという不安は抱えてもらっしゃるようです。やる気はあるようですんで、とりあえず、いいんではないかなと思います。

○藤井会長 皆さん、御意見どうですか。よろしいですか。

地元の農業委員さんも、新規就農ということですので、ぜひ注意して見ていただいて、いろいろアドバイスしてあげるようにしてあげてください。よろしく申し上げます。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第64号の4は、所有権移転の申請です。資料は17ページから20ページを御覧ください。現地確認を11月7日に事務局2名と私で行いました。申請者への聞き取りを、譲受人は11月10日に、譲渡人は11月11日に行いましたので報告します。

申請地は、—————mにあります。

譲渡人は、—————維持管理が困難であるため譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、申請地の—————されるとのことで、—————となり、畑仕事をしたいと考えていたので譲り受けることにしました。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

第1号の全部効率利用要件は、特に問題ないと思われま

す。第4号の農作業常時従事要件は、自宅の目の前で徒歩で通える距離であるため、問題ないと思われま

す。第5号の転貸禁止要件は、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件は、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号は全てクリアしており、許可要件の全てを満たしていると考えます。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第64号の5は、所有権移転の申請です。現地確認を11月7日9時半から、市事務局3名と石川小委員長さんと私の5名で行いました。また、関係者への聞き取りを10日に行いましたので報告いたします。

場所は、資料の21、22ページを御覧ください。—————のふもとです。

譲受人の話によりますと、譲渡人は—————以前から一緒に畑作をされておられたので、カラスよけの防除の囲いなど資材に—————こられていますので、譲受人に譲りたいと相談があったそうです。

—————m²の狭い土地に柿5本、夏ミカン3本、梨1本、キンカン1本など手入れよく植えてあり、

周辺も黒マルチで囲ってありまして、防草シートで囲ってありまして、譲受人の方は、今後、手入れをきちんと続けたいとのことです。

農地法第3条第2項各号の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

第1号の全部効率利用要件は、耕運機1台、草刈り機3台、熊手などの手作業用具を一式持っておられ、面積も狭いので、農地を有効的に利用できると見込まれます。

第2号、第3号は該当していません。

第4号も農作業に従事すると見込まれ、第5号も自ら耕作され、第7号の地域調和要件等も、特に、稲作農家が近所にありますけど、気を遣っていらっしゃるということです。そのことから問題ないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たされていると判断いたします。皆様方の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 11番の池田です。譲受人の方、——ですけど、これまで所有しておられる土地は、耕作はしておられたけど、今までの所有の土地はないわけですね。それで、申請理由が耕作便利。——であるけど、理由としては新規就農と言えば新規就農じゃないかと。耕作便利というのがあえて使っている申請事由という、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○藤井会長 事務局、どうですか。

○事務局 これまで一緒にやられてたというようにところを伺っておりますので、それで耕作便利というようなことを一応こちらに記載しております。

新規就農かと言われれば、新規就農というよりかは、一緒にやってたということ踏まえると、耕作便利という言い方でもいいのかなと思ったところです。

○藤井会長 いかがですか。

○11番 新規就農って、何か数字的なものはないんですか。耕作便利ちゅうのはどれにでも使える理由にはなると思うんですけど、オールマイティーの。どちらかというと規模拡大とか新規就農が優先するんじゃないかという。あくまで、耕作はしておられても、登記上は権利移転してないですから、ないわけですね、現実には。だから、どちらかって、新規就農でもいいんじゃないかという。

○藤井会長 どうですか、事務局。そもそも、文言の何か一覧表じゃないけど、区別の何かがあるんですか。

○事務局 旧システムのときには、何か一覧みたいなのがあったようなんですけど、それを参考に一応入れてはいます。

○藤井会長 今は特にないんじゃない、どれに分類するかは。

○事務局 そうですね。選んだりとかはないんですが、前のシステムのときはあったということで、そ

れを踏襲するような形でやっております。

○藤井会長 でも、厳密に言えば、今おっしゃられたように、新規就農のほうがすっきり来るんじゃない。

○事務局 一応、この方なんですけれども、——から聞いた話ですけども、以前、1度農地を手放されてるそうなんです。以前、耕作はされてたことはあるということは伺っております。なので、新規就農というところには今回は該当はしないのかなと判断しております。

○藤井会長 どうですか、皆さん。耕作便利という言葉もちょっと何か漠然としてよう分からんのやけども。（発言する者あり）（「そうですね。その言葉はなるべく使わないようには」と呼ぶ者あり）

○事務局 理由に関しては、また今後、どういったものを入れるかというのは、またちょっと事務局でも検討していきたいと考えております。

○藤井会長 よろしいですか、そういうことで。ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、議案第65号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は3ページ、資料は25ページからになります。

議案第65号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は5件です。

転用事由の内訳は、太陽光発電設備が4件、太陽光発電設備への搬入路が1件です。

申請番号1は、太陽光発電設備です。資料は25ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。

申請番号2は、太陽光発電設備です。資料は33ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。

申請番号3は、太陽光発電設備です。資料は41ページからになります。農地の種別は、集団農地面積2.5haの農地で、——に位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

申請番号4は、太陽光発電設備です。資料は49ページからになります。農地の種別は、集団農地面積9.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。

申請番号5は、太陽光発電設備への搬入路です。資料は57ページからになります。農地の種別は、集団農地面積9.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。

以上です。御審議のほど、お願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、2番、譲渡人・譲受人同一ですので、一括上程させていただきたいと思
います。

1番、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第65号の1と2は、譲渡人と譲受人が同一人物ですので、今
おっしゃったように、太陽光設備設置のために譲受け、転用したいという申請でございます。

現地確認を11月7日に市事務局3名と石川小委員長さんと私の5名で行いました。また、関係者
への聞き取りを11日に行いましたので報告いたします。

現地は、資料の25ページを御覧ください。議案第65号の2との間に三角形の空白がございます
けど、そこは——でございます。——境になっております。中央を——おりまして、
一端のほうは——です。——の辺りです。

毎年のパトロールでいつも悩んでいたところで、申請地の1は緑判定、それから2のほうは黄色判
定でございます。2のほうは、木も生えておりまして、もう黄色判定にしております。

あまりにも草の茂った大変な土地ですので、業者の方に計画どおりきちんとできますかというこ
とを聞きましたところ、一年前より声かけをし、やっとなんか運びとなったそうで、きちんと施工し管
理したいとのこと。計画書どおりしたいとおっしゃってます。

——の方は、業者の方の説明会で1人でも反対があれば取りやめるとまで言われておりまして、
もう草刈りも年2回はしますが、もし地域から伸びてますよという要望があれば、すぐに対応します
とのことだそうです。私もそのように業者から聞きました。

25ページにありますように、集団農地面積0.3haのいずれの法令にも該当しない第2種農地で
す。

くれぐれも業者さんには、条例を守り、それから計画書どおりにやっってくださいねということはお
話しております。どうぞ皆様方の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。
じゃあ、私のほうから。

今、説明をお伺いしますと、可能な限り地元の声を聞いて、それを反映させるようなことをおっ
しゃってますけど、この業者さんって今までにうちで実績があるんですか。初めてですか。

○1番 うちであるかどうかちょっと分かんないですけど、私は———と
思います。

本当に荒れてるところですので、そこまで言われても信じれないくらいのところですけど、緑とか黄色
判定のところだから、やってもらえるだけいいのかなと、そういうふう考えております。

○藤井会長 事務局、この業者、——。

○事務局 はい。防府市で——です。

○藤井会長 分かりました。ありがとうございます。ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。1番、2番、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番、承認されました。

続きまして3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第65号の3は、農地を取得して太陽光発電設備を設置したいという申請です。現地確認を11月7日、事務局3名と池田委員さんとで行いました。その後、業者とも話をしましたが、今の譲渡人のほうなんです、書いてある電話番号で連絡が取れませんでしたので、譲渡人からは確認できておりません。朝、昼、晩、時間を変えてかけてみましたが全く出ちやないし、留守番電話にもならないということでしたので、ちょっと申し訳ないですが、業者だけの聞き取りということになります。

業者は—————業者さんなんで、—————らっしゃいまして、説明会をしたそうです。草刈りは年3回やるという説明をしたところ、地元から3回じゃ少ないという意見が出たんですが、ちょっと当面は3回でお願いしますということでその場は済ませたということです。

ただ、確認をしたところ、今年、特に草がよく伸びたというのも把握をされてまして、あまりの状況になれば4回目を検討することもやむを得ないんじゃないかというようなニュアンスのことも言ってらっしゃいました。まだ約束はできないけど、要望にはできるだけ応えますよということでした。

それから、いつもどおり、周りの農道、水路はきれいに管理してくださいということをお願いしております。

この場所なんです、41ページが分かりやすいと思いますが、斜線の部分が、もう現状、太陽光発電になってます。今回の場所ですが、—————、1種農地になるんです。—————というところなんです。

この下、空白がありますが、ここもどうも来月出るんじゃないかという話ですが、これも—————申請は出てるということだそうです。

だから、—————ということです。

それから、工事については、もうできるだけ早く着工したいんで、許可が下りれば——月ぐらいからかかる予定ですということでした。

説明は以上です。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

私のほうから事務局に確認ですけども、2種農地から1種農地になるそのスケジュール、今後どう

いう基準で、スケジュール感で、許可を下ろす下ろさないが判断されるのか、ちょっと皆さんに教えてあげてください。

○事務局 申請につきまして、

_____でございます。これ、_____

_____そうなのですが。じゃあ、この日付をもって、この日付の前の日まで申請があったらそれは受け付けましょうと。それは、今2種なんですけど、1種に変わるところにつきましては、その申請日をもって受け付けますと。それ以降は、もう1種としてなるので、それはもう受け付けませんよ、太陽光のほうはということにしております。

実際、_____というところは、_____200mの範囲にぎりぎりかからなかったところですよ。ぎりぎりかからなかった、500m以内に入らなかったんですが、先ほど石川委員さんの言われたその隣、_____のほう、実はこちらのほうは一部新しい円周の中に入っておりますので、こちらのほうは、まだ申請は出ておりませんが、来月以降も全然受け付けられるというところになります。

以上でございます。

○藤井会長 今説明がありましたけど、何かそれに関して質問はありませんか。よろしいですか。

もう一つ。これ、_____から何m以内というところから厳密に線引きするんか、ある程度、1種に戻す必要がない、2種のまんま行くかというような線引きがもう決まってるんですかね、ほかの場所でも。

○事務局 今まで2種だったところは、本当にたくさん太陽光が建っております。その関係で、いわゆる1種の連担性というところを、今、つぶさに見ておるんですが、現状としては、今、出たら出たなりに、現地のほう確認して、そこが1種か2種かというのを確認しようねというふうにしております。今後、1種になるようなとこですね。もし、1種の連担性が見込めなかったら、そこは円周の中に外れておっても2種の取扱いというふうにするようになると思います。1種の連担がなければというところになります。

もうたくさん太陽光が建ってる関係あるいは地形上の関係で、こっから先はもう連担性がないんよねというところになると、これは2種で判定しなくてはいけないような形になります。

○藤井会長 じゃあ、その都度判定するちゅうことですか。現時点で、一律にこっからこっちはもう2種のままですというような線引きの仕方はしないってことで。

○事務局 そうですね。今、それ、大体当たりを付けて、私どもは構えております、こっからここまでじゃないかというところはですね。

ただ、実際には、もし出された場合は現地を確認しながら、委員さんも見て判定していただくような形になると思います。

○藤井会長 じゃあ、地権者は転用かけるときに、あらかじめどうかというのは分からないわけですね。

ここで申請出て、ここが判断して、可能かどうかを判断するという形に今後なるということですか。

○事務局 もし申請が出れば、その都度、ここは一旦は確認作業をさせていただいて、申請受け付けるかどうかというところになります。

○藤井会長 分かりました。今の件で、何か御意見ありませんか。よろしいですか。

この問題、これから何か皆さんいろいろ疑問に思うことが出てくるかも知れませんが、その都度、確認していただければというふうに思いますし、何か問題があれば、またこういった場所でいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それじゃ、議案のほうに戻ります。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、4番、5番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第65号の4と5は、一括審議させていただきます。

議案第65号の4は、譲受人の農地を譲渡人が太陽光発電として譲り受け、転用したいという申請です。

議案第65号の5は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電の工業用の搬入路として、農地の一部に使用貸借権の設定をしたいとの申請です。

資料は、49ページから62ページを御覧ください。

申請地は、_____にあります。農業委員会宛に_____

_____いたため、_____

_____に、事務局お二人と私の3人で参加いたしました。11月5日に、事務局2名と会長と私で現地確認をいたしました。譲渡人と譲受人には11月2日にお会いし、11月8日に_____さんにヒアリングを行いましたので、御報告します。

譲渡人は_____いらっしゃいますが、_____、田の管理ができないので困っておられ、譲受人が見つかって安堵の様子でしたが、太陽光に対する迷惑事の意見が地域からありました。

譲受人は太陽光発電業をされています。資料の51ページにありますように、—————については、太陽光発電設備設置のため、申請地を譲り受けるものです。—————については、太陽光発電設備設置のための搬入路として一時転用するものです。

—————内容を、譲渡人と自治会のほうの会長さんとのいろんな意見の相違がかなり激しく問題になっていました。その—————に住まわれている住民の人の声として、女性から、「—————年間ここに住んでいるんですが、こんなに周りが太陽光だらけになっては、私はここにもういたくないです。転居したいです」というような意見まで出てきました。皆さんに今事務局から頂いた太陽光発電設備設置のトラブル例と、—————というプリント、ホッチキスで何枚かとめてあります。この中で、1番から5番まで、そのときのトラブルになった事項が書いてありますので、ちょっと御覧ください。そのような状態の集まりでした。—————のほうは、もう—————しても、もう絶対太陽光はつけさせないというような、お触れが出てと言ったらおかしいんですけど、そういう感じで、—————の話合いでしたが、とても何か大変だなと思いました。

次に、資料51ページ及び資料を御覧ください。ここで、11月11日に現地に譲受人側からの説明を、周辺農地有権者2名と事務局立会いの確認が行われました。

転用申請地に設置するフェンスなどの管理について説明します。申請地に隣接する—————は袋地になっており、農地を管理するための進入路として、これまでは所有者の了承の下、—————と—————の間のあぜ道を通っていらっしゃいました。今後は、—————の南側を通り、—————に自由に通行できるように進入路を確保するため、進入路部分に関しては、幅50cm程度の草刈り機で通行できるよう、のり面上部から1mほど通路幅を確保してフェンスを設置し、その進入部分については防草シートを敷くとのことで、—————の所有者も同日に立会い確認の上、了承されました。その他のあぜや境も含めて、草刈りは年2回ですが、時期は相談に応じますとのことです。水路については、—————の東側にございます。この水路の南東側の排水口を通じて雨水が流れるように、敷地内の整備をするとのことです。

住民の方は、精神的苦痛が強い様子がよく分かりました。農地法での判断となると、転用での要件は、上記を通して全て満たしております。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 説明は終わりました。審議に入ります。御意見があればお願いいたします。ございませんか。

今、地元委員さんがいろいろ説明されましたけれども、おおむねそのとおりでありますけれども、住民説明会がありまして、なかなかはっきりした結論に到達しなかった後で、—————が私のところにおいでになりました。私も面会いたしまして、いろいろお話をお伺いしました。話の内

容は、先ほど説明があったとおりなんですけれども、私の回答としては、あくまでも周辺農地への影響があるかないか、これは農業委員会の判断基準だというふうに申し上げました。

その中で問題になり、あくまでも周辺農地への影響についてお聞きしたところの話がまず一点。この51番の地図の——、ここへの進入路の問題でした。これは当初の予定ですと、申請地をまるっとフェンスで囲んで、進入路が入るといような話ではありませんでしたけれども、それは施工者のほうに了承してもらって、迂回路を造るということで一応解決いたしました。

もう一点は、譲受人の所有地の——。これが、小さい農地がそのまま残るといことで、今回、所有者が手放された理由も、今後管理ができなくなるといことが大きな理由でしたので、この残った土地をどうしてくれるんだとい話にもなりました。それは、私の提案としては、業者さんをお願いして、今回一緒に買ってもらいなさいといような提案をしたんですけども、業者のほうはそれは了承いただけなかったとい状況でしたけれども、今回、その上の——の持ち主が、工事が終わった後に買っていいと、それで管理をするといような内示をいただきましたので、この農地についても解決する見込みが立ったために、特に農地法の観点から見ると、問題ないなといふふうに判断したところであります。

あとは、先ほど説明がありました周辺住民の環境、あるいは、生活に関するいろんな不安ですけども、これも農業委員会は特に判断材料としてあまり加われない部分ですけども、昨年の防府市の条例が制定されたことも踏まえて、そちらのほうにも配慮する必要があるといふふうに思っておりますので、その辺のところは業者をお願いレベルですけども、この間の説明会での意見を真摯に回答いただくようお願いしとるところであります。特に今回の場合は、周辺のそういう意見を譲渡人の方がしっかり受け止めていただきまして、反対、それとか、周辺住民には個別に訪問していただいて了承を得られた結果、この状態に来ておるといところまで来てますので、引き続き譲渡人にもその辺の努力をしていただくとい約束もしております。

その辺のところも含めて、何か御意見があればお伺いしたいと思いますけれども。ちなみに、皆さん方、防府市の昨年6月ですか、制定された太陽光の条例については十分御承知かとは思いますが、いま一度確認のために皆さんのお手元に資料を配付させていただきましたので、いま一度しっかり読み込んでいただき、これは施行令のほうは載ってませんので、そちらのほうにも目を通していただくべきですので、ぜひ市のホームページを開いていただいて、施行令のほうも目を通していただければといふふうに思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上のことを踏まえまして、何か御意見があればお願いします。どうぞ。

○6番 確認であります。6番の倉重ですが、この業者さんは——とか、そういうこととはないですね。

○事務局 現時点で、太陽光の設置に当たって、そういったことはございません。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 はい。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

今回、隣の————も、太陽光に関しては明確に反対をされとって、今回、————もこれを機会に、太陽光に対して皆さんの意見を一つにまとめるような動きがあるようですけれども、その結果を見ながら、農業委員会として今後どう対応するかは、しっかり検討していかなくちゃいけないというふうに思っています。お会いした————にも私もお願い等お話しさせていただいたんですけれども、自治会でそういう方向性を出されるのはやぶさかではございませんけれども、今、大抵の方が高齢化されて、自分お持ちの所有の農地も今後どう管理するかということが大変危機感を持っておられる状況で、地区として明確に太陽光に反対されるならば、ぜひその農地を地区全体でどういうふうにして守っていくかも、併せて検討していただければありがたいというようなお話はさせておるところですので、その辺の結果を見ながら、農業委員会として今後どうしていくか判断させていただきたいというふうに思っています。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。4番、5番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、5番、承認されました。

続きまして、議案第66号、第67号、第68号、一括で上程させていただきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は5ページからです。

議案第66号は、農用地利用集積等促進計画案について（所有者・機構間契約）で、議案第67号は、農用地利用集積等促進計画案について（機構・受け手間契約）です。

議案第66号、第67号につきましては、県で公告予定の利用権設定が5件になります。農地の集積面積は1万1,321.82m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が3件、賃貸借権の設定が2件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第66号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを、議案第67号によって貸付けを行うものです。

続きまして、議案書は9ページからです。

議案第68号は、農用地利用集積等促進計画案について（一括契約）で、令和7年12月26日公

告予定の利用権設定が1件提出されています。

この件の農地の集積面積は1,207.0m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が1件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほどお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

じゃあ、私のほうから。ほぼほぼこれは更新の案件ですけれども、一つ、議案第67号の2番、新規というのがありますけれども、この案件につきまして、地元委員さん、何か御存じであれば御説明いただければと思いますけれども。ちょっと説明して。

○15番 15番、弘中です。2番の案件ですけど、これはレザーファンをやられる方で、新規就農で、今、レザーファン部会で研修をされている方です。それでいいですか。

○藤井会長 ありがとうございます。ぜひ部会全体でフォローしてあげていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それと同じく、議案第68号の1番、この譲受人に関して、何か情報があったら教えていただければと思いますけど、地元委員さん、どうですか。分からん。事務局、何か。分からん。ちょっとまた確認しとってください。お願いします。

ほかに何か御質問があれば、お受けしますけれども。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。議案第66号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。議案第66号、承認されました。

続きまして、議案第67号、承認される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。議案第67号、承認されました。

続きまして、議案第68号、承認される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。議案第68号は承認されました。

以上で、提出議案の審議は終わります。

続きまして、報告事項が第70号から第79号までございます。目を通していただいて、御意見があればお伺いしたいと思います。ありませんか。

じゃあ、私のほうから一つ。報告の第78号。この——————————さんですけども、———————————ってどういうことなんですかね。

○事務局 今、代表の方——なんですけれども、——ということで、それで営農が行われていない保全管理の状態ということで、——ということになっております。

○藤井会長 あくまでも——ということですね。

○事務局 そうですね。

○藤井会長 分かりました。ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で閉じたいと思います。

午後2時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月13日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員